

令和7年3月11日

建設工事等登録業者の皆様へ

佐世保市財務部契約課

入札制度の一部改正について

令和7年度の佐世保市が発注する建設工事等の入札制度について、下記のとおり一部改正することとしましたのでお知らせします。

記

1 令和7年度格付け等級区分及び発注基準額について

(1) 令和7年度格付け等級区分表 ※前年度と変更ありません

工種	格付け区分		平均完成工事高	技術者	許可区分
	等級	総合点数			
土木	A	900点以上	1億5,000万円以上	3人以上(*1)	特定
	B	720点～899点	1,000万円以上	—	—
	C	719点以下	—	—	—
建築	A	800点以上	6,000万円以上	3人以上(*1)	特定
	B	600点～799点	1,000万円以上	—	—
	C	599点以下	—	—	—
電気	A	750点以上	1,000万円以上	—	—
	B	749点以下	—	—	—
建築管	A	730点以上	1,000万円以上	—	—
	B	729点以下	—	—	—
舗装	A	850点以上	250万円以上	—	—
	B	849点以下	—	—	—
上下水道施設	A	660点以上	1,000万円以上	—	—
	B	659点以下	1,000万円未満	—	—
水道土木	A	—	3,500万円以上	—	—
	B	—	3,500万円未満	—	—

(*1) 技術者のうち、建設業法第15条第2号イに該当する者が2名以上のこと

●格付期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（年間固定）

※令和7年3月31日時点で、佐世保市に提出済みの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値に主観点を加えた総合点数で格付けしますが、その際、審査基準日から1年7か月経過している方は仮格付に留まり、必要書類が提出された時点で再度格付し直します。

(2) 令和7年度発注基準額 ※下線部分が改正箇所です。

	土木	建築	電気	建築管
A	3,500 万円以上	6,000 万円以上	1,500 万円以上	<u>1,500 万円以上</u>
B	3,500 万円未満 <u>1,200 万円以上</u>	6,000 万円未満 1,000 万円以上	1,500 万円未満	<u>1,500 万円未満</u>
C	<u>1,200 万円未満</u>	1,000 万円未満	—	—

	舗装	上下水道施設	水道土木
A	250 万円以上	<u>1,200 万円以上</u>	3,500 万円以上
B	250 万円未満	<u>1,200 万円未満</u>	3,500 万円未満

2 水道土木Bの発注方法の見直しについて

指名競争入札で実施している水道土木B（設計金額130万円超3,500万円未満）の工事について、原則として制限付き一般競争入札により発注します。

改正前	改正後
指名競争入札	制限付き一般競争入札

3 配置技術者に関する入札参加要件の見直しについて

本市が発注する共同企業体（JV）工事について、制限付き一般競争入札における配置技術者に関する入札参加要件を下記のとおり見直します。

	改正前	改正後
代表者（1班）	監理技術者又は国家資格を有する主任技術者	監理技術者
構成員（2班）		監理技術者又は国家資格を有する主任技術者
構成員（3班）		

※2JVの場合は、1班:監理技術者、2班:監理技術者又は国家資格を有する主任技術者とします。

4 格付工種における制限付き一般競争入札の入札参加条件の見直しについて

格付工種における制限付き一般競争入札において、入札に参加できない条件として設定していた直近の経営事項審査における当該工種の平均完成工事高の金額要件を下記のとおり見直します。なお、格付していない工種は変更ありません。

改正前	改正後
直近に佐世保市に提出した経営事項審査の平均完成工事高が〇〇〇〇万円未満の者	直近に佐世保市に提出した経営事項審査の平均完成工事高が〇の者

《改正の適用時期について》

- 1～4は、令和7年4月1日以降に発注を行う案件から適用します。

《関係要綱等について》

上記の改正内容に係る関係要綱等については、後日市ホームページに掲載いたします。

- 市ホームページ＞事業者の方へ＞入札情報＞工事／建設コンサル＞
要綱及び入札契約制度等＞入札・契約に関する要綱・基準等

<https://www.city.sasebo.lg.jp/zaimu/keiyak/kouji-youkou-nyusatu.html>

以 上

契約課（工事担当） TEL：0956-24-1111（内線 3207～3208） FAX：0956-25-9624 E-mail：keiyak@city.sasebo.lg.jp
--